

契約について理解しよう (P3)

1 契約をする

消費生活（その典型は買い物）
の基本的ルールの理解



店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？



③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。



●消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期等）について合意をすれば契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

ワーク 1 上の図のそれぞれの契約をする場合、どこから、どのような情報を収集して商品やサービスを選択すればよいか。また、契約をすることで消費者と事業者には、それぞれどのような権利と義務が発生するだろうか。

(ヒント) 商品やサービスに関する情報はどこで得られるか。例えば、お菓子の箱の表示を見て商品を選ぶこともあるだろう(上の図はプリンの表示の例)。また、自分自身は、その商品やサービスに何を求めるか。実際に契約するときのことをイメージしてみよう。

3

物・サービスの購入は事業者との契約、契約成立のタイミングの理解。

契約前に確認すべきこと、契約により発生する権利と義務の理解。

契約の基礎

消費生活を営む上で、多様な契約を交わしていることを理解できるようにする。

契約の基礎：以下について理解できるようにする。

- 契約と約束の違い
 - 契約とは「法的責任」を伴う約束のことで、**社会で決められた一定のルールにしたがう必要がある。**
- 契約成立のタイミング
- 契約成立後の義務



契約について理解しよう (P4)

2 契約を守る

一番の大きなポイント

Q2 & A2

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？



①解約できない。



●契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。

プレゼントを買いました。



しかし、プレゼントを渡す前に突然の別れ・・・



契約を守らないと、裁判で訴えられることもある。

事業者が一定条件での取消・解約を可能にしていることが多いが、飽くまでもサービスである。

ワーク 2 一旦締結した契約は、なぜ守らなくてはならないのだろうか。

(ヒント) 消費者、事業者の立場になって考えてみよう。

・ 契約の基本は「契約を守ること」。 解約・取消はできないのが基本。

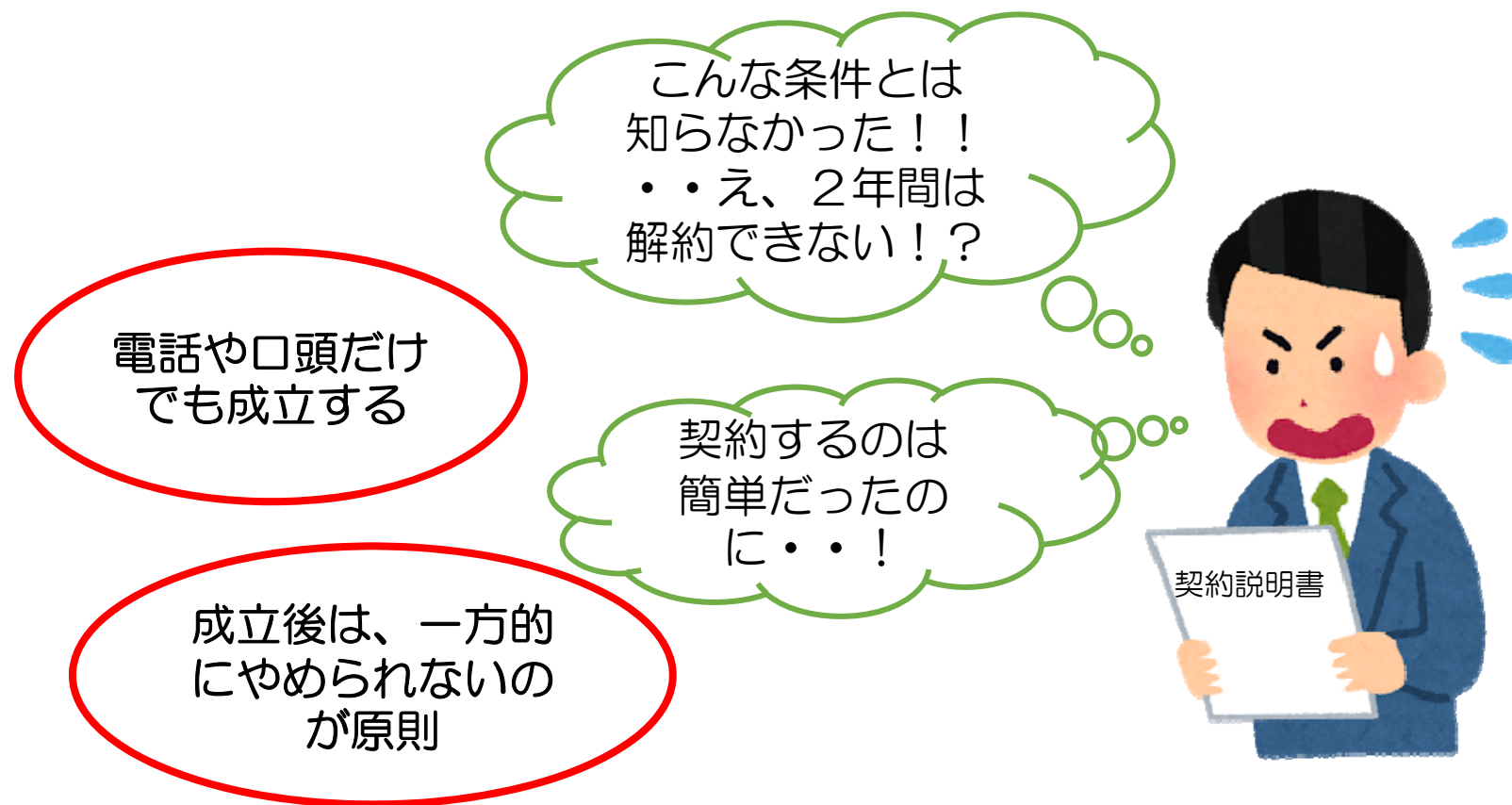
契約により消費者と事業者双方に「権利と義務」が発生

⇒権利が守られるようにし、義務を履行する**責任**

契約の成立：理解させたいこと



契約の成立：理解させたいこと



契約をやめたくなくても、一方的には解約できない。契約解除することで、相手に損害がでると違約金が発生したり、契約の期間が決まっていたりすると、簡単にやめることはできない。

契約に関わる内容：理解させたいこと

何だかよく分からないけど、工事しないと大変なことになるのかな・・・



ハハハ、まんまと引っかかってくれそうだ。

内容に納得してから契約する

契約に関わる内容：理解させたいこと

先日買った投資用教材、やっぱり怪しい
と思い・・・。
え！契約書？そんな
ものありません。



事業者の名前も所在
も分かりませんか。
それでは解約手続き
ができませんが・・・。



高額な契約は、
契約内容を書面
で出してもらう



契約の成立：理解させたいこと



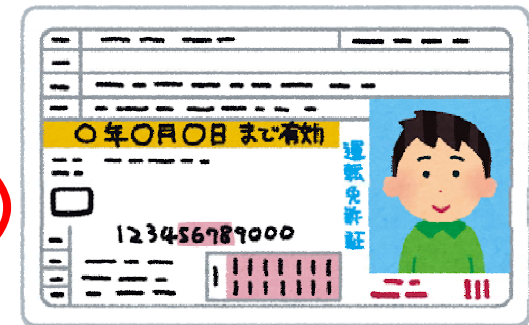
契約は本人が申込したものでなければ無効であり、他人名義で申込することは違法行為となる。親の名前で登録したり、親のクレジットカードを勝手に使うのも違法行為になる。

契約に関わる内容：理解させたいこと

契約書どおりに
支払わせるのが
俺の仕事や

名義貸しを
しない

自身の本人証明
書類はきちんと
管理



知らないうちに自分の名義が使われた契約は無効だが、他人が勝手に契約したことを証明することは簡単ではない。

契約がやめられる場合

原則
やめられ
ない

商品や表示、販売方法に問題があれば、契約の取消しができる場合がある。

未成年者の契約は取消ができる場合がある。

店と相談して返品できる場合がある。

法的に取消できる場合でも、実際には事業者が応じないこともある。契約、特に高額・長期にわたる場合は慎重に！